

◎不誠実な行為が判明した下記業者について、2ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：宮本電気工事株式会社  
業者の住所：熊本県菊池市隈府863-5
2. 指名停止措置期間：令和3年8月26日 ～ 令和3年10月25日  
(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、宮本電気工事株式会社が立野ダム工事事務所発注の「立野ダム管理庁舎電気設備工事」の入札手続において、調査基準価格を下回る金額で入札したため、当該業者に対して低入札価格調査依頼を行ったところ、後日調査を辞退する旨の届出が提出されたものである。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる宮本電気工事株式会社が立野ダム工事事務所発注の「立野ダム管理庁舎電気設備工事」の入札手続において、低入札価格調査を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
 代表：092-471-6331  
 総務部契約課長 伊東 裕倫（内線 2511）  
 （契約課直通：TEL092-476-3509）  
 港湾空港関係  
 総務部契約管理官 山村 裕未（内線 290）  
 （経理調達課直通：TEL092-418-3345）